

福岡県保育所等運営管理研修会

直近の制度改革等のポイントについて

福岡県福祉労働部子育て支援課

1. 令和6年度条例改正について①

職員配置基準の見直し

【保育士等(※)1人に対するこどもの数】

※保育所にあつては、「保育士」

こどもの年齢	こどもの人数	
	改正前	改正後
0歳	3人	3人
1～2歳	6人	6人
3～4歳	<u>20人</u>	<u>15人</u>
4歳～	<u>30人</u>	<u>25人</u>

幼保連携型認定こども園にあつては、「園児の教育及び保育に直接従事する職員」

【改正条例等】

- ・福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
- ・福岡県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例
- ・福岡県認定こども園の認定要件に関する条例施行規則

【施行日】 令和6年6月28日

【経過措置】

保育士等の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正前の条例等が効力を有するとする経過措置を設ける。

1. 令和6年度条例改正について①

各施設の今後の対応について

今後各施設で必要となる対応について

- 保育士等の確保や職員ローテーションの見直し等、改正後の職員配置基準を満たすための取組
 - ・ 令和6年度から職員配置基準が変わっていることをご認識頂いたうえで、保育士等の確保や職員ローテーションの見直し等、新基準を満たすための取組を実施いただくようお願いします。

新基準を満たす施設について

- 公定価格の加算措置
 - ・ 新基準を満たす施設については、公定価格の加算措置を受けられます。
(加算の例)
 - 「3歳児配置改善加算」
 - 「4歳以上児配置改善加算」(※チーム保育推進加算、チーム保育加配加算を受ける施設は除く)

1. 令和6年度条例改正について①

各施設の今後の対応について

新基準を満たしていない場合

○ 新基準を満たすために、さらなる取組を推進すること

- ・ 経過措置の定めはありますが、明確に職員配置基準が改正されていることから、引き続き、各保育施設において職員配置の改善を積極的に推進していただくようお願いします。
- ・ なお、各施設への指導監査においても、経過措置が設けられている間については、新基準を満たしていないことをもって指導等を行うことはありませんが、これまで通り、職員確保の状況やその取組状況等については確認させていただきます。
- ・ 今後の動向も踏まえ、経過措置がいつ終了しても支障がないよう、職員確保の取組を進めていただくようお願いします。

1. 令和6年度条例改正について①

各施設の今後の対応について

職員確保に活用できる事業等

○ 福岡県保育人材総合支援サイト「ほいく福岡」

- ・ 保育士・保育所支援センターに求職登録を行っていただいている有資格者に加えて、市町村と連携した潜在保育士の掘り起しにより、就職を希望する潜在保育士と各保育施設とのマッチングを行っています。各施設の求人情報の登録等御活用いただけます。

※ その他 県としても、保育士養成校との連携や、県内地区ごとでの保育士の人材確保に対する取組の支援、市町村における保育士確保の取組促進等、働きかけを実施していきます。

あなたの保育のおしごと、サポートします。 **利用料 無料**

福岡県 保育士・保育所支援センター

ほいく福岡



好きなあなたのため
やっぱり「ほいく」が

びったりのしごとを
悩みもすっきり

保育士・子育て支援員の
就職支援

保育の仕事をしたいあなたの
仕事さがしをサポートします

保育士資格保有者
届出制度

保育士資格をお持ちの方と
福岡県がつながる制度です

保育人材相談窓口

保育の仕事をしている方の
相談窓口があります

福岡県保育士・保育所支援センター

TEL: (092) 582-7955

春日市原町3-1-7 福岡県総合福祉センター
(クロアシアナプラザ内)

ほいく福岡  へアクセス
<https://www.hoiku-fukuoka.jp/> 

1. 令和6年度条例改正について②

幼保連携型認定こども園における副園長又は教頭の 資格要件に係る特例の延長

【概 要】

- 教育及び保育を一体的に提供する幼保連携型認定こども園に配置すべき教育及び保育に直接従事する職員の員数には、副園長又は教頭を算入することが可能。
- 算入できる副園長又は教頭については、幼稚園教諭免許状と保育士の登録を受けた者に限るとされているところ。
- ただし、令和6年度末までは幼稚園教諭免許状又は保育士登録のいずれか一方を受けている者でよいこととする特例が設けられていたところ。
- **当該特例期間が令和8年度末まで延長されたもの。**

【改正条例】

・福岡県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例

【施行日】 令和6年12月24日

【補足】

同様の特例が設けられている保育教諭等についても、認定こども園法が改正され、令和6年度末から令和11年度末まで特例期間が延長された。

2. 1歳児配置改善加算

○ 国は、1歳児の職員配置の改善を進めるため、公定価格上の加算措置として、新たに「1歳児配置改善加算」を措置

○ 令和7年4月以降、人材確保や保育の質の向上の観点も踏まえ、職場環境改善を進めている施設・事業所において、1歳児の職員配置を5:1以上に改善した場合に加算

対象（以下の全てを満たす事業所）

1 処遇改善等加算ⅠⅡⅢの全てを取得している

2 業務においてICTの活用を進めている

※ ①登降園管理、②計画・記録、③保護者連絡、④キャッシュレス決済のうち、①及びもう1機能以上の機器を導入し活用している

3 施設・事業所の職員の平均経験年数が10年以上

※6:1の配置に要する経費と、5:1の配置に要する経費との差額に相当する金額を加算

3. 経営情報の見える化

制度の概要

更なる処遇改善等を進める上で、費用の使途の見える化を進めること等が重要であることから、経営状況の見える化に係る制度が新たに導入されました。

- ① 各施設・事業者は、毎事業年度の経営情報（収支計算書、職員給与の状況等）を事業年度終了後5月以内に県に報告する。
- ② 県は、報告のあった経営情報を公表する。

（公表内容：ア）

職員の処遇等に関する情報であって、保護者の施設・事業者の選択等に必要な情報について個別施設・事業者単位で公表（モデル賃金や人件費比率等）

（公表内容：イ）

経営情報の集計・分析結果を公表（施設・事業者の類型、定員区分等に応じて集計した人件費や人件費比率の平均値や分布状況等）

3. 経営情報の見える化

対象施設・事業者

子ども・子育て支援法に基づく、施設型給付・地域型保育給付を受けるすべての施設・事業者

施設型給付を受ける施設	保育所	
	認定こども園	幼稚園型、保育所型、幼保連携型、地方裁量型
	幼稚園	
地域型保育給付を受ける施設	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育	

※公立施設については、収入・支出の状況、職員給与の状況等についての報告不要

3. 経営情報の見える化

報告から公表までの流れ

① システム(※)にログイン ※ここdeサーチ、以下同	
① システムの入力フォーマットに沿って 経営情報等を入力	
② システムから市町村に報告	市町村への報告期限を、7月31日とします。
③ 施設から報告を受けた市町村は内容 を確認し、承認	※8月以降、未報告の施設に対する報告勧奨
④ 市町村から報告を受けた県は公表	個別施設単位の公表は随時 経営情報の集計・分析結果の公表は9月末を予定

3. 経営情報の見える化

参考資料

こども家庭庁によるオンライン説明会 ※アーカイブ配信	https://www.youtube.com/live/vn_2pYihGzk
自治体・事業所の方向け説明会資料	https://www.cfa.go.jp/councils/kokoseido-keizokutekimieruka ※こども家庭庁HP→ホーム→会議等→子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する有識者会議